兵庫県公報

令和７年８月26日　火曜日　　第 646 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　次

告　　示　　ページ

○ 保安林の指定予定（治山課）…… 1
○ 同　　上（同）…… 1
○ 重要調整池に係る検査の結果（神戸県民センター）…… 2

公　　告

○ 落札者等の公示（災害対策課）…… 2
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）…… 3
○ 都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告（東播磨県民局）…… 3
○ 公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（北播磨県民局）…… 3

病院局公告

○ 入札公告 …… 4

告　　示

兵庫県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和７年８月26日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

洲本市五色町鳥飼浦字大掛山2776、2777の３、字船瀬2372

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大掛山2776・2777の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、字船瀬2372（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び洲本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第805号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和７年８月26日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　保安林予定森林の所在場所

赤穂郡上郡町船坂字井谷426の１、426の３、字井谷ノ下タ1058の２から1058の７まで

２　指定の目的

土砂の流出の防備

３　指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

字井谷426の１・426の３（以上２筆について次の図に示す部分に限る。）、字井谷ノ下タ1058の２・1058の５から1058の７まで（以上４筆について次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農林水産部治山課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び赤穂郡上郡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第806号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第２項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第２項の技術的基準に適合することを確認した。

令和７年８月26日

兵庫県神戸県民センター長　内　藤　良　介

１　重要調整池の所在地

神戸市北区山田町字坂本及び東下

２　重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名　　称	住　　所	代表者の氏名
神戸山田太陽光発電所合同会社	神戸市北区山田町原野字舟田39番地の４	ｿｰﾗｰﾊﾟｰｸ･ｺｳﾍﾞ･ｹﾞｰｴﾑﾍﾞｰﾊｰ

公　　告

落札者等の公示

ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和７年８月26日

契約担当者

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　落札に係る役務の名称及び数量

兵庫県フェニックス防災システム更新業務委託　一式

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県危機管理部災害対策課　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

３　落札者を決定した日

令和７年８月４日

４　落札者の名称及び住所

日本無線株式会社　兵庫営業所　神戸市中央区海岸通五番地（商船三井ビル）

５　落札金額

255,200,000円（税込み）

６　契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

７　入札を公告した日
　令和７年５月30日

大規模小売店舗に対する市町の意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第８条第１項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和７年８月26日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称　（仮称）マックスバリュ豊富店
　所在地　姫路市豊富町御蔭字四辻1291番２ほか
２　法第８条第１項の規定により姫路市から述べられた意見の概要
　⑴　景観法に基づく届出の内容について変更が生じる場合は、まちづくり指導課に相談すること。なお、屋外広告物の掲出に当たっては、姫路市屋外広告物条例に基づく許可が必要である。
　⑵　附帯設備が特定施設等に該当する場合は、法令に基づく手続を行うこと。
　⑶　産業廃棄物を保管する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による産業廃棄物保管基準を遵守し、適正に保管すること。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、同法による委託基準を遵守すること。
３　意見書の縦覧場所及び縦覧期間
　⑴　縦覧場所
　　兵庫県まちづくり部都市計画課
　⑵　縦覧期間
　　令和７年８月26日から１月間

都市計画法第36条第３項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第１項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和７年８月26日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　開発区域又は工区に含まれる地域の名称
　加古郡播磨町北野添二丁目1249番８
２　開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
　加古川市尾上町安田130番地の７
　株式会社ミライホーム　代表取締役　大　面　唯　文
３　許可年月日及び許可番号
　令和７年４月８日
　兵庫県指令東播（加土）（建）第１－27－２号（６播磨）

公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の２第１項の規定により、次のとおり公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定をした。

令和７年８月26日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

認 定 番 号	認定年月日 （令和年月日）	公告対象区域
第R07北播団連0001号	７．８．５	兵庫県加東市桜台字桜台１番２他１筆

病　院　局　公　告

入札公告

下記の工事について制限付き一般競争入札（事後審査型）に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の６の規定により、次のとおり公告する。

令和７年８月26日

兵庫県病院事業契約担当者
兵庫県病院事業管理者　杉　村　和　朗

１　入札に付する事項

⑴　工事名

兵庫県立リハビリテーション西播磨病院　医療ガス供給設備整備工事（以下「本工事」という。）

⑵　工事場所

兵庫県たつの市新宮町光都1丁目７－１

⑶　工事概要

工種　管工事

医療ガス供給設備整備

⑷　施工期間

着工の日から令和８年３月31日（火）まで

⑸　最低制限価格

有

⑹　低入札調査基準価格及び調査最低制限価格

無

⑺　入札方式

制限付き一般競争入札（事後審査型）（価格競争）

⑻　契約締結予定日

令和７年10月上旬予定

⑼　支払条件

ア　前払金　有

イ　中間前払金　有

ウ　部分払　有

履行期間中１回以内とする。

エ　中間前払金と部分払の選択該当工事の別　有

２　応募方法

単独企業による。

３　入札参加資格

財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第81条の３に定める工事契約に係る入札参加資格者名簿に登載されている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　資格要件

ア　政令第167条の４の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限（以下「入札参加資格制限」という。）に該当しないこと。

イ　建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定による管工事業に係る建設業の許可を有すること。

ウ　兵庫県の一般競争入札参加資格の工種が管工事であること。

エ　法の規定による総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日まであること。
　なお、確認基準日において有効な総合評定値通知書を有するが、その総合評定値通知書の有効期間が契約締結予定日までに失効する場合は、資格確認日において契約締結予定日まで有効な総合評定値通知書を有していること。
オ　兵庫県神戸県民センター、東播磨県民局、中播磨県民センター及び西播磨県民局管内に管工事業の許可を受けた主たる営業所を有する者であって、兵庫県建設工事に係る入札参加資格者名簿の管工事においてＢ等級に格付けされていること。
カ　兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
キ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、それぞれの申立てに係る開始の決定がなされている者については、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。
ク　兵庫県発注の管工事に係る低入札価格調査工事を下記６(1)の提出期限の日（確認基準日）までに完了しない者は、管工事における資格格付要領第４条の規定による平均工事成績点が65点以上であること。

⑵　配置予定技術者の要件

ア　次に掲げる基準を満たす法の規定による主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
　⑺　原則として、法に規定する営業所における専任技術者でないこと。
　⑴　入札参加申込者と直接かつ恒常的な雇用関係（原則として、入札参加申込日以前に３箇月以上の雇用関係）があること。
イ　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。ただし、工事現場での専任の主任技術者又は監理技術者が必要とならない工事は除く。
ウ　落札者は、提出した資料に記載した配置予定技術者を、当該工事現場に配置すること。
　なお、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除いて、契約期間中は、当該配置予定技術者を変更することは認めない。

⑶　書類の提出

次に掲げる書類を提出できること。
ア　医療関連サービスマーク認定要件への適合が確認できる書類
イ　高圧ガス販売業の許可が確認できる書類
ウ　医薬品販売業の許可を確認できる書類
エ　高圧ガス第一種販売主任者免状保持者の在籍が確認できる書類
オ　医療ガス保安管理技術者講習会修了証保持者の在籍が確認できる書類

４　契約条項を示す期間及び場所

建設工事請負契約書等については、次のとおり閲覧に供する。

⑴　閲覧期間

令和７年８月26日（火）から９月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　閲覧場所（公告事務を担当する部局）

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号
兵庫県病院局経営課経営班
電話（078）341-7711　内線76068

５　設計図書及び提出資料の様式等の交付

⑴　交付期間

令和７年８月26日（火）から９月４日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）

⑵　交付場所

上記４(2)に同じ。

⑶　交付方法

無償で配布する。ただし、設計図書については、入札説明書等交付申出書を提出した翌日から起算して

４日以内に貸与する。
なお、貸与した設計図書については、入札後速やかに返却すること。

6　入札参加の手続

本工事の入札参加を希望する者は、入札説明書等交付申出書及び入札参加申込書（以下「申込書等」という。）を次に定めるところに持参により提出すること。

⑴　提出期間
上記５(1)に同じ。

⑵　提出場所
上記４(2)に同じ。

⑶　提出部数
１部

⑷　提出資料等
ア　入札説明書等交付申出書兼受領書
イ　制限付き一般競争入札（事後審査型）入札参加申込書

⑸　その他
ア　申込書等の作成及び提出に要する費用は、入札参加申込者の負担とする。
イ　提出された申込書等は、入札参加者の確認以外に入札参加申込者に無断で使用しない。
ウ　提出された申込書等は、返却しない。
エ　入札参加申込期限日以降は、原則として申込書等の差替え及び再提出は認めない。

7　設計図書に対する質問

⑴　設計図書に対する質問
設計図書に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式は任意）により提出すること。
ア　提出期間
令和７年８月26日（火）から９月９日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）
イ　提出場所
上記４(2)に同じ。

⑵　回答書の閲覧
令和７年９月12日（金）までに本工事の入札参加を希望する者全員へ回答書を通知する。

8　入札手続等

⑴　入札及び開札の日時
令和７年９月18日（木）午前11時

⑵　入札及び開札の場所
神戸市中央区下山手通５丁目10番１号　兵庫県庁１号館１階入札室

⑶　入札の方法
上記(1)の日時に、上記(2)の場所へ直接入札書を提出すること。

⑷　入札保証金
免除する。

⑸　入札に関する条件
ア　入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
イ　入札者又はその代理人が本工事の入札について２通以上した入札でないこと。
ウ　本工事の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
オ　入札書に入札金額、入札者の記名があり、これらと入札内容が分明であること。
カ　入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる１件ごとの総価格とすること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときは、この限りではない。

キ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ク　代理人が入札をする場合は、入札する前に契約担当者あての委任状を提出すること。

ケ　第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（設計図書に示す様式）を提出すること。

コ　入札の執行回数は２回を限度とし、初度の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。

なお、落札候補者がいる場合であって、下記９において、全ての落札候補者について入札参加資格がないとしたときは、日を改めて再度の入札を行う。

サ　再度の入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

⑺　初度の入札に参加して有効な入札をした者（最低制限価格が設けられたときは、初度の入札において、当該価格に達しない価格で入札した者を除く。）

⑴　初度の入札において上記アからキまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、ウ又はエに違反し無効となった者以外の者

シ　落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札候補者が暴力団でないこと等についての誓約書を下記９(2)入札資格確認資料の提出期間中に提出すること。

⑹　無効とする入札

ア　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

イ　開札時において入札参加資格のない者のした入札は、入札参加資格があることを確認された者のした入札であっても、無効とする。

ウ　申込書等に虚偽の記載をした者のした入札は、無効とする。

⑺　入札に際しての注意事項

ア　関係法令を遵守し､信義誠実の原則を守り､いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

イ　不正、その他の理由により、競争の実益がないと契約担当者が認めるときは、入札を取り消すことがあり、天変地異等のやむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を中止することがある。

なお、これらの場合における損害は、入札参加者の負担とする。

ウ　入札金額は、アラビア数字を用いて記載すること。

エ　工事費内訳書は参考図書として提出を求めるものであり、その内容が入札金額、契約金額等を拘束するものではない。ただし、提出された工事費内訳書の内容等について、入札執行職員が説明を求めることがあるので、内訳明細を必ず入札会場に持参すること。

なお、工事費内訳書の提出は持参によるものとし、工事名及び入札参加者名を記載して、工事費内訳書在中と朱書した封筒に封入すること。

オ　建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積ること。

なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。

カ　入札書は、記名押印の上封筒に入れ、封筒には入札書と表記し、宛名及び工事名に併せて、入札参加者が法人であるときは名称及び代表者名を、個人であるときは商号及び氏名を記載すること。

キ　入札書は、上記(1)の日時に、上記(2)の場所で、入札執行職員の指示に従って入札書（封書）を入札箱に直接投入すること。

ク　入札書（封書）を投函した後においては、入札書を書き換え、引き換え又は撤回することはできない。

ケ　入札を希望しない者は、入札辞退届を提出して入札を辞退することができる。

９　落札候補者の決定方法及び入札参加資格確認資料の提出

⑴　病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうちから、落札候補者を決定する。

⑵　落札候補者として入札執行者から入札資格確認資料の提出を求められた場合は、提出を指示された日の翌日から起算して２日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に提出すること。

ア　提出部数

１部

イ　提出資料等

⑺　配置予定技術者の資格

入札参加資格があることを判断できる配置予定技術者の資格を様式６号の２に記載すること。

なお、記載件数は技術者３名以内とし、資格証明書等の写しを添付すること。

⑴　建設業の許可及び経営事項審査結果

入札参加資格があることを判断できる建設業の許可状況等を様式７号に記載するとともに、次に掲げる書類を添付すること。

a　建設業の許可

許可に係る通知書の写し

b　経営事項審査結果

法第27条の29の規定による総合評定値通知書の写し

c　設計業務受託者関係

本工事に係る設計業務の受託者と関係がある場合は、関係が確認できる登記簿謄本等の写し

⑼　上記３(3)記載書類

ウ　提出方法

上記４(2)の場所に持参する。

エ　資料の作成及び提出に要する費用は、資料の提出を求められた者の負担とする。

オ　提出された資料は、入札参加資格の確認以外に資料の提出を求められた者に無断で使用しない。

カ　提出された資料は返却しない。

キ　資料を提出した結果、入札参加資格がないと認められた者は、別に定める期限までに、契約担当者に対して、その理由について書面（様式は任意）を持参（郵送又は電送によるものは受け付けない。）し、説明を求めることができる。

ク　入札参加資格確認資料の提出を求められた者が資料を上記(2)の提出期間内に提出しないとき、又は入札執行者の指示に応じないときは、その者のした入札は入札参加資格がない者のした入札とみなし、無効とする。

10　落札者の決定方法

⑴　落札候補者のうち、入札参加資格があると認められた者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であると認めるときは、その者を落札者としないことがある。

⑵　最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

⑶　落札候補となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじ引きを実施して落札者を決定する。この場合において、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くことにより落札者を決定する。

11　契約の締結

⑴　落札決定の日から７日以内に、兵庫県病院局が作成した建設工事請負契約書により契約を締結する。

⑵　落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加資格制限に該当した場合又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

12　契約保証金

落札者は、契約の締結までに、契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税の額を加算した金額）の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納める必要はない。

⑴　契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供があったとき。

⑵　債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、兵庫県が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）に基づき登録を受けた保証事業会社の保証があったとき。

⑶　債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証があったとき。

⑷　兵庫県を被保険者とした債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結があったとき。

13　その他

⑴　契約を締結した者は、当該工事の施工に必要な枚数の建設業退職金共済証紙を購入し、契約締結後１箇月以内に、同証紙購入の際に金融機関が発行する発注者用掛金収納書を契約担当者に提出すること。

⑵　工事の施工に当たっては、法に規定するところにより主任技術者又は監理技術者を適正に配置すること（工事現場ごとに専任の者でなければならない場合には、特に注意すること。）。

⑶　契約を締結した者は、この建設工事の一部について締結する請負契約及び資材又は原材料の購入契約その他のこの契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の下請契約等を締結する場合は、その合計金額）が200万円を超えるときには、その相手方が暴力団でないこと等についての誓約書を提出させ、当該誓約書の写し（「暴力団排除に関する特約」第３項の規定により下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を兵庫県に提出すること。

⑷　契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

⑸　入札参加申込者数及び入札参加申込者名は、入札執行後まで公表しない。